

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回枚方市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成31年1月31日(木) 14時00分から 15時50分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	<p>(委員)</p> <p>会 長 森 詩 恵</p> <p>委 員 川 元 美智子・肥 田 時 子・中 川 正 博 藤 本 良 知・垣 内 成 泰・稲 垣 勝 則 長 谷 晋 吾・山 羽 徹・多 田 淑 子 植 村 芳 子・伊 藤 寛・宮 川 敏 夫 朝 倉 洋 子・神 田 哲 郎・平 田 隆 朗 西 本 大 輔</p> <p>(市)</p> <p>副市長 山下 寿 士 健康部長 山 崎 宏 健康部次長 西 岡 美砂子 健康部次長兼国民健康保険室長 小 川 考 之 国民健康保険室課長 小 菅 徹 国民健康保険室課長 武 田 圭 司</p> <p>(事務局)</p> <p>国民健康保険室課長代理 清 水 澄 一 国民健康保険室係長 桐 山 里 香 国民健康保険室係長 水 盛 智 恵 国民健康保険室係員 馬 場 理 衣</p>
欠 席 者	<p>(委員)</p> <p>山 條 敏 和・田 中 直 樹・私 市 昭 夫</p>

案 件 名	<p><付議案件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額並びに賦課割合について（諮問事項） 2. 平成31年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について（諮問事項） 3. 平成31年度介護納付金賦課総額について（諮問事項） 4. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組みについて 5. その他
提出された資料等の名 称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次第書 2. 平成30年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会資料 3. 委員一覧表 4. 配席図
決 定 事 項	<p>運営協議会への諮問に対する答申</p> <p>【答申内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額並びに賦課割合について 基礎賦課総額を 6,596,632 千円とし、賦課限度額を 58 万円とし、賦課割合を所得割 52%、均等割 28%、平等割 20% とすることは適当である。 2. 平成31年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について 賦課総額を 2,410,683 千円とし、賦課割合を所得割 52%、均等割 28%、平等割 20% とすることは適当である。 3. 平成31年度介護納付金賦課総額について 賦課総額を 787,737 千円 とすることは適当である。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	9人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康部 国民健康保険室

審 議 内 容	
議 長	<p>定刻の午後2時になりましたので、ただ今から平成30年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会を開催します。本日の協議会に対しまして傍聴の申し出がございましたので、これを許可しておりますことをご報告いたします。ご了承願います。</p> <p>次に、山下副市長からご挨拶をお受けします。</p>
山 下 副 市 長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">挨拶</div>
議 長	<p>ありがとうございました。次に、事務局から、委員の出席状況について報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>委員の出席状況について報告します。本日の会議の出席委員は17名です。以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告がありましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、本日の協議会が成立していることを確認します。次に、会議録の署名委員を指名します。署名委員は、藤本委員及び西本委員を指名します。よろしくお願います。</p> <p>ただ今から、審議に入ります。次第にありますとおり、 付議案件の諮問事項</p> <p>「平成31年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額並びに賦課割合について」</p> <p>「平成31年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について」及び「平成31年度介護納付金賦課総額について」を一括議題とします。</p> <p>それでは、山下副市長から諮問書の朗読をお願いします。</p>
山 下 副 市 長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">諮問書の朗読</div>
議 長	<p>それでは、事務局から諮問事項について説明を求めます。</p>
小 菅 ・ 武 田 課 長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">諮問事項の趣旨について説明</div>
議 長	<p>ただ今、諮問事項について説明がありました。これからご質問、ご意見等をお受けします。ご質問、ご意見はありませんか。</p>

委員	<p>保険料の賦課総額について、教えていただきたいのですが、5ページの31年度については予定収納率91.5%で算出したとありますが、これは例年このようなものでしょうか。それとも他市と比べての数値なのかを教えていただければと思います。</p>
小 菅 課 長	<p>予定収納率につきましては、大阪府から被保険者数規模ごとの標準収納率というものが示されております。</p> <p>本市については、被保険者数5万人以上10万人未満という規模区分に属し、それらの区分に属する市は府内に7市ありますが、大阪府からは7市の平均値等を勘案したものととして、平成31年度については91.02%の収納率が示されております。</p> <p>平成31年度は、保険料の抑制に努めるという観点から、標準収納率を上回る設定を行っているところでございます。</p>
委員	<p>今の質問の続きなのですが、今年度の収納率は何%くらいと見込まれますか。</p>
小 菅 課 長	<p>今まだ年度の途中なので、明確なことは申し上げられないのですが、91%前後になるかと見込んでおります。</p>
委員	<p>大阪府が発表しました平成30年度保険者努力支援制度の結果は一覧表で示されおり、本市においては、府内で13位ということです。第三者行為等については去年、高得点をとられているということは、拝見させてもらってはいるのですが、保険料の収納率に関しては100点満点中25点しか評価してもらえていません。これをみた時に、収納対策として分析とか今後の対応策を練られていると思うのですが、その辺について御教示いただければと思います。</p>
小 菅 課 長	<p>収納対策といたしまして、後ほど詳しくご説明いたしますが、現年度の収納を確保するという点においては、納付の方法を銀行口座振替にさせていただくというのが一番効果があると思っております。今、口座振替を利用していただいている率を世帯数ベースで申し上げますと40%弱ということになっております。これを50%ぐらいまでには引き上げたいと思っております。そのため、新たに口座振替を利用していただいた場合には何かインセンティブがあるというようなことを考えていきたいと思っております。</p>

武田課長	<p>保険者努力支援制度につきまして、市町村の努力に応じたお金が国から入ってくるという制度でございまして、先ほど西本委員がおっしゃった100点満点で25点というのは、収納率の部分で頑張っている度合がそれだけの点数であるということでございます。枚方市につきましては、以前は大阪府内の平均よりも低い収納率ということで推移をしてきておりました。ただ、この2年ほど収納対策を強化する中で、少しずつですが、府内の平均レベルに近づいているという状況にはございます。そして31年度の91.5%という予定収納率を立てたということ、こちらについては、同一規模の自治体の平均に迫る、少し我々としては頑張っているという意味合いで設定している部分で、そのことによって保険料を下げるとということにもつながるといってもありますので、決意表明のような形でお示ししている率であるにご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>先ほどの保険料収納率という部分について13ページの一番下の表「10. 保険料収納率の推移」との関連はどのようにみたらいいのか教えていただけますでしょうか。</p>
武田課長	<p>この91.5%というものは、現年分という区分に対しての数字になります。13ページの表で言いますと、枚方市の29年度の現年分90.52%、これと比べる形での数字ということでご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>そうしますとこの推移を見ると、91.5%というのはかなり頑張った数字かと思うのですが、先ほどご説明もいただきましたけれどその点はどのようなのでしょうか。</p>
武田課長	<p>はい。決意表明に近いような部分は正直でございます。 保険料率が上がる中で収納率を上げていくということで、枚方市は平成31年度、なかなか厳しい状況ではあります。しかし、これぐらいやらないと保険料率が上がることを抑えられない、府内の他の市町村の収納率の平均に近づけないというのはやっぱり問題があり、先ほど申しました決意という意味がかなり込められております。</p>
委員	<p>同じような質問になりますけど、91.5%ということで、この率は収入金額からみるとどれくらいの金額があるものですか。100引く91.5の8.5%の未収があるという事ですね。 ざっととした数値で結構ですので、お願いします。</p>

武田課長	<p>5ページの図の医療給付費分で説明しますと、歳入のところで青色の保険料必要額は60.4億と書いていますが、これが66億円というお金の差、ここでいうと5億6000万が91.5%以外の未収の部分で、差額というふうにご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。それなりに認識はしていますけれど、非常にまじめに納めている者からするとすごい金額だなといつも思っておりましてあえて質問させていただきました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。その他、何かご質問、ご意見よろしいですか。それでは、ご意見、ご質問はこの程度に止めさせていただきます、答申案をまとめさせていただきます。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>まず、諮問事項の1点目「平成31年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額並びに賦課割合について」は、「基礎賦課総額を65億9千6百63万2千円とし、賦課限度額を58万円とし、賦課割合を所得割52%、均等割28%、平等割20%とすることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、2点目の「平成31年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について」は、「賦課総額を24億1千68万3千円とし、賦課割合を所得割52%、均等割28%、平等割20%とすることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、3点目の「平成31年度介護納付金賦課総額について」は、「賦課総額を7億8千7百73万7千円とすることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、以上のおり答申内容を決定いたしました。なお、答申内容につきましては、後日文書にいたしまして、市長に報告するとともに、委員の皆様方にお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、次第の案件の4の報告事項について議題とします。資料ページで申しますと11ページからということになります。事務局から説明を求めます。</p>

小菅・武田課長	説 明
議 長	<p>説明のありました内容についてのご質問をお受けします。どなたからでも結構ですのでご質問おねがいたします。</p>
委 員	<p>特定健診の月別の受診者数について、本日の資料14ページでご説明いただきましたが、前回の会議で特定健診を年明けから受けようと思っても予約がいっぱいで断られることが多いという話があったので、一度自分のところの診療所をみてみたら、前半と後半でやはり倍ほど違っていました。これが市全体としてはどの程度か見ていたところ、こういう傾向にあるということがわかりました。できれば、5月以降で年度の前半に頑張ってもらって受けていただいたら、医療機関としても余裕を持って対応できるのではないかと思います。医療機関がさぼっているわけではないと私は信じていますのでよろしくお願いします。</p> <p>それから11ページの6(1)国民健康保険料の軽減措置の拡充に関して、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定状況において被保険者の数に乗すべき額を27万5000円から28万円に、2割軽減の場合は50万から51万と書いてありますが、この金額というのが何を示すのか教えていただけますか。</p>
小 菅 課 長	<p>政令軽減と呼んでいるのですが、7割、5割、2割、という軽減がありまして、7割軽減の世帯は世帯の所得額が基礎控除額33万円以下であるという世帯になります。資料の7ページご覧いただけますでしょうか。</p> <p>大きい表の左から収入額と所得額、この収入は給与収入と仮定した場合の所得額でございますけれども、青くなっている行、所得額が33万円以下の世帯ということでございます。5割軽減の額というのは、例えば2人世帯でございましたら、27万5000円かける2人分の55万円に33万円を加えた88万円が今年度まで5割世帯となる世帯の所得額でございます。所得額が88万円の行を右に見ていただきまして、2人世帯のところをご覧ください。55万円+基礎控除額33万円、88万円の世帯は今年度も5割となるということです。来年度、これを28万円に引き上げることによりまして、56万円+33万円の89万円の所得額の世帯、これが今年度では2割軽減該当でしたが、来年度については5割軽減該当になるということでございます。</p> <p>同様に、2割軽減の世帯の拡大につきましては、2人世帯の場合で申し上げますと、51万円×2で、102万円+基礎控除33万円の所得額</p>

<p>委員</p>	<p>135万円の世帯、これを右に見ていただきますと、平成30年度は軽減対象でございませぬけれども、31年度については2割軽減の対象になります。このような形で軽減対象世帯が拡大されます。</p> <p>控除が入るからということですね。わかりました。</p> <p>それと、13ページの10. 保険料収納率の推移を見ますと、枚方市の滞納繰越分が、28年度の18.82%から29年度は29.98%へと非常に増えているように思うのですが、これは何か理由があるんですか。</p>
<p>小菅課長</p>	<p>目立った理由というのは特にはないと思うんですけども、これまでから債権回収課と連携をいたしまして、滞納繰越分の収納に努めてまいりました。その成果がだんだんと現れてきているということだと思っております。</p>
<p>山崎部長</p>	<p>少し補足しますと、それに加えて、以前からの滞納繰越分で継続して調定となっていた債権について、少しずつ時効の到来で不納欠損として、いわゆる不良債権の会計処理をしていくという部分もございませぬ。景気動向の影響によって、一時かなり滞納繰越分の調定がありましたけれども、それが少しずつ整理をしていくことができた効果と申しますか、不納欠損の会計処理によって分母が小さくなっていくと、それによって収納率は上がるという要素もございませぬので、そういったことも含めて、数字としては改善ができたということございませぬ。</p>
<p>委員</p>	<p>11ページ7(1)の資格適正化の取り組みのところの最後に外国籍の被保険者への対応については、関係機関との連携を図るなど、適切に進めますと書かれていますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか。この前の国保新聞を見ますと、国民健康保険法を改正して市町村に関係機関に照会を行う権限を付与するというようなことが出ていたように思いますが、それらを含めて、あるいは実地調査なんかも考えておられるのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>それからもう一点、保険料の徴収について、先ほどから目標収納率の91.5%ということが出ていたのですが、これは収納率を高く設定することは、保険料の公平の観点から非常に結構なことなのですが。万が一、高く設定しすぎて、仮に到達しない大幅なマイナスが出た場合、この次年度の保険料には関係があるのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。</p>
<p>小菅課長</p>	<p>まず、外国籍の被保険者についての適正な資格管理ということござ</p>

	<p>いますが、国が示しているとおおり、市町村に対して、これまでは保険料に関して他の官公署なり事業者なりに照会をできるということにとどまっていたわけでございますけれども、資格に関して、必要な情報を例えば、日本語学校などの事業所に対しても照会ができるというような法改正がなされると報道されております。我々もそれを踏まえまして、適正な在留資格の確認というものを行っていく必要があると思っております。また、もう一つは、国からも示されていますが、保険料の滞納が一定程度ある場合には、これを市町村から入国管理機関に通報もしくは報告を行い、在留資格を更新しないとといった手立て等もとられるというように報道されております。今後も、そういった動向を見据えていきたいと思っております。</p>
武 田 課 長	<p>次に、高い目標を立てた収納率が達成できなかった場合に、翌年度以降どうなるのかということですが、保険料の収納が不足した場合、それ以降の年の保険料収入で補うというのが大阪府内のルールになっております。具体的に言いますと31年度で目標が達成できなくてお金が足りなかった分を、33年度の保険料収入で回収するというのが原則になるというところでございます。ですから極端に高い目標を立てるということは諸刃の剣になるということでもございますので、91.5%は達成できない目標ではなく達成しなければならない目標ということで、現実的な目標としての位置づけを持ちつつ、少し欲張りな目標として設定しているところでございます。</p>
委 員	<p>簡単なご質問なんですが、12ページの(2)④の口座振替について、対象の金融機関というのは限られるのですか。</p>
小 菅 課 長	<p>枚方市の指定金融機関と収納代理金融機関といった指定されている金融機関に限られるということでございます。</p>
委 員	<p>もっと対象となる金融機関の枠を広げていけば、当然自分の持っている銀行口座が利用できるという人が増えていくのではないかという気はします。</p>
小 菅 課 長	<p>旧都市銀行につきましては、全ての金融機関が収納代理機関となっております。あと、枚方市域で支店や営業所のある地方銀行あるいは信用金庫につきましても、ほぼ網羅されていると思っております。</p>
委 員	<p>この項の2行目に「口座振替への変更インセンティブを付与する」</p>

小 菅 課 長	<p>とありますが、具体的にはどのような内容になるのでしょうか。</p> <p>新たに口座振替にいただいた方に対して、何かプレゼント的なものということを考えているところでございます。例えばクレジットカードの利用明細を紙の送付からパソコンやスマホで見いただくことに切りかえていただいた方にはプレゼントを差し上げますとかといったキャンペーンみたいなものがあると思うのですが、そういったことも一つの方策ではないかと現在検討しております。</p>
委 員	<p>それともう一つなのですが、(3) 保健事業の推進の中で、「ひらかたポイント制度」ということなのですが、これは枚方市全体でやられているのですね。大阪府のマイレージと内容的には同じようなものなのでしょうか。</p>
武 田 課 長	<p>ひらかたポイント制度は市内のお店等で使える、市内で流通するポイントがベースに作られているもので、市の事業、あるいは講座に参加したとか、そういったことでポイントがつくものもありますし、市内の店でお買い物したり食事したりすると、例えばその1%がポイントになってチャージされるといったものとして、枚方市独自で作った制度です。</p> <p>大阪府がつくるマイレージというものは、平成31年度は大阪府内の三つの自治体、大阪市、門真市、岬町で先行で試行実施されますが、32年度、来年の4月以降は、枚方市も含めて参加するという大阪府域全体のポイント事業のようなものでございます。</p> <p>こちらはやはり健康というものに着目したポイントの付け方というのを考えておまして、大阪府民であれば誰でもエントリーができますし、例えばスマホのアプリの中に、歩数計が連動しており、記録された歩数データに応じて、頑張った人には毎日ポイントが与えられる、より頑張った人には電子マネーがもらえる、抽選の権利が得られるといった制度です。特定健診を受けた方、国民健康保険限定ですけども、1000円分のポイントが付与されるという内容になっています。去年段階では3000ポイントという話だったのですが、最近見た資料では1000ポイントまで縮小されていまして、枚方からも1000ポイント、大阪府からも1000ポイントというのが来年4月以降の対象者に対するポイント付与となります。ひらかたポイントは枚方市内のお店とかでしか使えない、あるいは、交通機関で使える可能性も今あるということで調整をしていますが、大阪府のポイントは、電子マネーに使えるとか、より市内の商店に限定されない幅広い利用ができるということでは違いがあると思っております。</p>

議 長	ご質問はございませんか。
委 員	<p>13ページの8、国民健康保険特別会計決算状況について、平成29年度は単年度収支約8億3千万円の黒字となっていますが、この歳入がすべて市民から集めた保険料で歳出がその支払った保険料というわけではないですよね。歳入は繰入金で四十数億入ってきているという面もありますので。この辺りについての説明をお願いします。</p>
武 田 課 長	<p>歳入歳出ともに、約500億円ぐらいの予算規模ですが、保険料収入はそのうち100億円を切っておりまして、残りは国のお金であったり大阪府のお金、枚方市からの繰り入れ、社会保険からいただいているお金というものも含めて500億になっているわけです。ですからこの単年度収支、黒字が出たということは保険料を取り過ぎたというふうにとらえがちな所ではありますが、その多くは国からの交付金を少し見込みとしてもらいすぎている部分がありまして、翌年度以降に返さなければいけないというものもこの中に含まれています。</p> <p>国からお金をもらうときは、今年、医療費どれだけかかるかという見込みでまず出していますので、その見込みを下回った場合は黒字になってしまうという、そういった性格のものでもあるということです。</p>
委 員	<p>12ページの(3)保健事業の推進で説明が書かれている、「糖尿病性腎症重症化予防事業」について、医療が必要な対象者には受診勧奨を進めていただきたい。我々医師会のメンバーも糖尿病の専門家はいっぱいいますので市と連携をとって、協力できればと思うので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ご要望ということで、よろしく願います。みなさま、よろしいでしょうか。それでは、ご質問はこの程度にさせていただきたいと思えます。続きまして、案件の5のその他について、事務局より何かございますか。</p>
武 田 課 長	<p>本日ご審議いただきました平成31年度の保険料に係る賦課総額等につきましても、3月に開催されます枚方市議会におきまして条例改正議案として提出させていただく予定としております。</p> <p>また、被保険者の皆様への周知につきましては、ホームページへの掲載のほか4月号以降の広報ひらかたに順次掲載させていただくなど、予定しておりますので、よろしく願います。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 最後に、山下副市長から、ご挨拶を頂戴したいと思います。</p>
<p>山 下 副 市 長</p>	<p style="text-align: center;">挨拶</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日、審議・協議すべき事項はすべて終了しました。よって、本協議会は、これをもって閉会します。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。お疲れ様でした。</p>